

登録済みの副本を添付して提出してください。

一級

二級 建築士事務所廃業等届
木造

下記事由により建築士事務所を廃止しましたので、建築士法第23条の7の規程により、関係書類を添え、届け出ます。

令和 7 年 4 月 1 日

提出日

届出義務者住所 新潟市中央区白山浦 1-614
氏 名 (株)新潟設計事務所

申請者が個人の場合は氏名のみ記載してください。

代表取締役 新潟 花子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

新潟県指定事務所登録機関

一般社団法人新潟県建築士事務所協会会長 様

登録年月日	令和 5 年 1 月 10 日	登録番号	(二) 第 1234 号
建築士事務所	事務所の名称	(株)新潟設計事務所	
	所在地	〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1-614 電話 (025) 265-4748 FAX (025) 231-6553	
	一級・二級・木造の別	一級 建築士事務所	
開設者	新潟 花子		
廃業の理由	業務縮小のため		
廃業年月日	令和 7 年 3 月 31 日		
事務所と届出者との関係	1. 開設者本人 2. 相続人 3. 破産管財人 4. 合併解散時の代表役員 5. 破産等の清算人		

[備考]

1. ※印欄は記入しないでください。

※登録簿抹消年月日	
※受付印	※審査